

第15回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第 1 5 回定例会 令和 6 年 6 月 2 7 日

開会 9 時 3 0 分 閉会 1 1 時 1 0 分

出 席 委 員
(2 3 名)

会長 依田 繁二	会長代理 舩田 寿夫
1 小野澤 文利	1 4 柳澤 大作
2 笹平 民男	1 5 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	1 6 北沢 秀則
5 小野 高男	1 7 武舎 和久
7 小宮山 信幸	1 8 山田 貴司
8 保科 正行	推進 上原 敦夫
1 0 井出 藤男	推進 五十嵐 秀人
1 1 田口 千秋	推進 伊藤 茂
1 2 比田井 尚良	推進 白石 文生
1 3 田中 章	推進 大塚 和信

欠 席 委 員

6 杉田 修司

議事録署名委員

1 5 上原 真由美 1 6 北沢 秀則

出 席 職 員
(7 名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館 2 階 大会議室

事務局 それでは第15回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。本日、柳澤委員は少し遅れ、杉田委員は欠席というご連絡をいただいております。開会につきまして、船田代理の方からお願いします。

船田代理 農業が大変お忙しい中お集まりいただきまして、ご苦労様です。ただいまより第15回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 続きまして、依田会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名の指名及び議事進行につきまして会長からお願いします。

会長 毎日暑い中を過ごしておりますが、皆様ご苦労様です。6月の農業委員会関係の会議のご報告をさせていただきます。5日に火のアートフェスティバル、13日に巨峰の王国まつりの実行委員会が開催されました。火のアートフェスティバルは、10月のためモロコシの収穫が厳しいという話がありますので中止の方向になりそうです。巨峰の王国まつりは例年と同じようにぜひお願いしたいという要請があり、出店する予定で実行委員会に出席させていただきました。総会については11日に上小農業委員会通常総会、17日に第9回長野県農業会議の総会が松本で行われました。明日28日は東御市農業再生協議会総会があります。各会議に出席した内容で県下の各農業委員会は、今回の国の食料農村農業基本法の見直しの対応と、各農業委員に課せられている地域計画を農業委員が率先して取り組みを進めていただきたいという内容ですので、我々も事務局を軸にして進めさせてもらっていますが、各地区の農業委員の皆さん方におかれましては、来年3月までに青写真を作ってもらっていますが、ぜひ密度の高い目標地図を作っていただければと私の方からお願いします。ぜひご協力をお願いします。5年後、10年後の東御の農業のあるべき姿の作成をさらに具現化したいと思っています。

早速審議に入りますのでよろしくお願いします。本日の議事録署名は、15番の上原真由美委員と16番の北沢秀則委員にお願いします。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は案件が7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ●●番、図面は1ページをご覧ください。●●から●●メートルほど西にある農地です。譲受人、譲渡人は●●の方です。譲渡人は

相続により土地を取得しましたが、管理ができないため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模を拡大するため農地を取得したいとのことです。申請地には休耕地のような状況で、取得後はブルーベリー、キウイを植えたいとのことです。譲受人自宅と農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-2 ●●番●●他●●筆、図面は2ページをご覧ください。●●から●●メートルほど北にある農地と、●●メートルほど南にある農地です。譲受人、譲渡人は●●の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが管理ができないため、譲り渡すものです。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩●●で、問題ないと判断しました。

3-3 ●●番●●他●●筆、図面は3ページをご覧ください。●●の信号から●●メートルほど南にある農地です。譲受人は●●の方、譲渡人は●●の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが管理ができないため、譲り渡すものです。譲受人は、すでに申請地で耕作をしており、取得後も引き続き耕作をしていく予定です。譲受人自宅と農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-4、3-5 譲受人が同一人のため合わせて説明します。図面は4ページ、5ページをご覧ください。●●から●●メートルほど東にある農地です。譲受人、譲渡人は●●の方です。譲受人は農地への進入路を確保するため、農地を取得したいとのことです。譲渡人は、その求めに応じたものです。地目は田になっていますが、現地の状況は通行可能です。譲受人農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-6、3-7 譲受人が同一人のため合わせて説明いたします。図面は6ページ、7ページをご覧ください。●●番、●●番、●●から●●メートルほど南にある農地です。譲受人は●●の方、譲渡人は●●と●●の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが管理ができないため、譲り渡すものです。譲受人は、隣接宅地に移住し耕作をしていくとのことです。申請地には、木が生えている部分がありますが、取得後は伐採伐根のうえ、大根、ジャガイモ等を栽培する予定です。譲受人の宅地に隣接しており、問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして船田代理より説明をお願いします。

船田委員

図面は1ページをご覧いただきたいと思います。●●の西側●●メートルほどにある農地です。譲渡人は●●、譲受人は●●です。●●はワイン用ブドウを中心に現在営農をしています。譲渡人は先ほど説明が

あったとおり、相続により農地を取得したわけですが、営農が継続できないということで譲受人である●●に相談したところ、住宅の隣接地でもあるということで、ぜひ譲って欲しいということになりました。譲受人の●●は数年前に、Iターンによって●●から●●に移住をしてきております。●●年間の農業研修終了した後、市から認定新規就農者に認めていただきまして、現在は●●の●●ヘクタールの農地を中心に、ワイン用ブドウを栽培しているところです。当該圃場については庭先果樹としてブルーベリー、キウイを栽培するということです。住宅に隣接しているため問題がないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 資料は2ページになります。場所は、●●の●●をはさんだ水田になります。譲受人、譲渡人は●●の方で、●●の関係になります。譲受人の●●は、●●の水田を親の代より何十年と借りていました。今回は●●が相続で当該地を譲り受けたので、売却、譲渡ということになりました。譲受人の●●は●●ではありますが、現役で田んぼも畑もやっておられますし、息子さんも土日には手伝いをされているようなので、特別問題はないと思います。以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いをします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 地図は3ページで、●●の信号の南側になります。譲受人の●●は機械も所有していて、●●の方にも田んぼを借りてやっています。交差

点から南側は●●の土地ですが、譲渡人の●●から高速道路の代替地としてもらったということを聞いています。特別問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4と番号5の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 地図は4ページになります。譲受人の農地は真ん中にありまして、通路というものは今までありませんでした。従って地目は田となっておりますが、田としては使われていませんでした。通路として2つの土地を購入して、通行のために購入するものであります。

議長（会長） ありがとうございます。番号4と番号5をあわせて説明いただきましたが、番号4の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6と番号7の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員 地図では6ページになります。譲受人の●●は、●●出身で●●年ほど前から●●の会社に勤めておりまして借家住まいということです。住宅を探していたところ●●で今回、地図の真ん中にあります譲受人取得予定地の家がありまして、友人も●●に住んでいたり、自然豊かなところで農業もしたいという思いがありまして、今回この住宅を買うことになりました。それでこの住宅が番号6の●●の持ち物で、それに隣接する土地も購入という経緯となっております。また、その反対側の土地の譲渡人の●●は、親の代から●●には住んでおらず、相続はしたけ

れども処分したいというタイミングだったので、今回住宅の両脇にある農地を取得することとなりました。特に問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号6と番号7をあわせて説明いただきましたが、番号6の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員 ●●の宅地の両サイドの農地を取得する予定ということですが、畑の方には何を作られるとか計画はありますか。

議長（会長） 畑に作る作物について、事務局よりお願いします。

事務局 取得後、栽培する作物については大根、ジャガイモ、ナス等を栽培する予定になっています。

議長（会長） よろしいですか。

小宮山委員 はい。

五十嵐委員 付随してお聞きしますが、取得農地がゼロですから多分経験はしてないだろうと考えます。結構な面積があり、大根、ナス等の野菜を作っても食べきれないぐらいの量ができますが、耕作機械であるとか知識がない方が可能かどうかと判断すると、ある意味難しいかなというような気もします。せめて、草刈ぐらいはできるだろうけど耕作してご近所に迷惑をかけないような対応がとれるかどうかというのはいかがでしょうか。

事務局 柳澤委員からも説明がありましたが、譲受人の方は近所に知り合いがいるということで、その方に教わりながら耕作していくということを聞いております。

議長（会長） ただいまの説明でよろしいですか。

五十嵐委員 年長者なり、経験者がそばにいてサポートしないと情熱だけでは、農業は上手くいかないものです。何人も私の周りで家庭菜園だからと言ってやっていますが、満足に食べるものが十分に取れているかっていうと疑問に思うようなことが幾つかあります。知り合いの方がいらっしゃる

ならば十分に力添えするなりしてあげていただきたいと思います。

議長（会長） 五十嵐委員の方からありましたが、十分できる人にサポートを受けながらやっていくことが大事だと思います。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。賛成多数と認め、決定いたします。続きまして、番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。賛成多数と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、今回は案件1件ですが事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

4-1 ●●番、資料は8ページ、9ページをご覧ください。場所は、●●線、●●信号の南側にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は●●の方です。追認案件です。申請者は、自身の住宅を新築した際に物置を移動したところ、隣接する畑に越境してしまい、今後も宅地として利用したいとのことで、今回転用を計画するもので顛末書を付しての申請となりました。第2種農地で代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件を比田井委員より説明をお願いします。

比田井委員 昨日訪問いたしまして、お話を伺って参りました。事務局のレクチャーのとおりで、相違ありません。補足しますと、●●は●●歳になられます。現地を案内していただきましたが、現在は自家用野菜のみ作付けしているとのことです。今回の申請に至ったきっかけは、●●より物置が農地にはみ出している分を宅地課税し、地目変更はご自分でなさってくださいと指示があったとお聞きしています。また、自身が●●なのでこの際、手続きを済ませたいとのことでした。工事等も発生しませんし、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員 たびたび農地の建物という申請がありますが、農地に支障のないような建築物はどの程度まで許されるのですか、申請なしで建てられるのでしょうか。パイプハウス等とか概略をお聞きしたいと思います。

議長（会長） 農地の中に建ててもいい規模の内容です。

事務局 ただいまの小宮山委員のご質問にお答えいたします。基本的に農地を農地以外にするということでこの転用の申請をいただくので、申請の中で審議して県が許可をしているというものになりますが、農業用施設と言われているものについては、農地のままでも農地以外にすることができますと決められています。基本的には、2アール、200平方メートル以内のため池、農道、農業用倉庫等については、届け出のみで対応することができますので、どこの農地にこういったものを建てますということを、農業委員会に届け出ていただければ、審議して許可をすることなくそこに建てることができます。

ただ、例えばですが、そこが農振農用地だったり、第1種農用地で転用ができないという場所であっても、農業用施設であればそこに建築することは可能になります。建築基準法にかかるものであれば、そういったものをクリアする必要は当然出てきますが、小宮山委員の地域にあります●●の中に、大きいライスセンター、トラクターを入れる倉庫が建設可能というのはこの根拠からきているところもあります。その他にお話しますが、農業用施設として畜舎、ワイナリーに関しては、200平方メートル、2アールを超える場合がほとんどだと思いますが、農振農用地の除外をせずに、軽微な変更の届け出をしていただいた後に、転用の手続きは従来どおり取っていただき、県の許可がおりた後に着工が可能になります。1つの線引きは2アール、200平方メートルを超えるか超えないか、その部分が農地として使えない部分になりますので、建築面積だけではなくて、車の出入り、回転部分も含めてすべて合わせて200平方メートルを超えるか超えないかというところが判断の基準になるところです。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまの説明でよろしいですか。

船田委員 追加で質問です。

議長（会長） どうぞ。

船田委員

●●の●●で、農業用の倉庫を当時は集団で共同利用できるようなものを作るということだったのですが、なかなかそれができないということで、各圃場毎、借りている方々が、農機具の車庫的なものを建設したいということで、今進んでいます。今の説明をいただいた中で、200平方メートル以内であれば、基礎を打った小屋であっても届け出だけで建てることは可能なのでしょうか。

事務局

船田代理のご質問にお答えいたします。ご質問のとおり200平方メートル以内であれば、農地法上は基礎を打った倉庫でも建設することは可能です。ただ、農地法上というお話をなぜ申し上げているかといいますと、基礎を打った建物になると、建築基準法の規制がかかることになっていますので、建築基準法に該当する建物になると、幅員4メートル以上の市道に接していないと基礎建物が建てられないというものがありますので、そちらの方で対応できるかどうかというところが1つあるかと思しますので、農地法上は問題ないというお答えになってきます。

議長（会長）

農地に対して、建物、舗装をすることは気をつけていただきたいということです。

笹平委員

地目は農地ですが、建設会社の持っていた土地で●●年前に埋め立てて駐車場にして使っていましたが、建設会社の社長が亡くなってから近くの方が借りて、物置に使っています。埋め立てて水の入るところもなくなり、水田に復帰もできないし、物置としてその人も借りて使っていますが、それはどういう方法で変更したらいいのでしょうか。

議長（会長）

変更方法について、事務局よりお願いします。

事務局

笹平委員の今のご質問は、いわゆる違反転用というものになりますので、基本的には原状復帰というお話をしますが、もう●●前で埋め立てて踏み固められているということですが、唯一救いなのが地元の業者さん関連だということです。●●はほとんど農地の広がりが●●ヘクタール以上ありますので第1種農地だと思いますが、第1種農地であっても地元の事業者さんが地元で広げる部分については、転用の可能性が高い農地になりますので、基本的には転用をしていただく方法以外ないと思います。随分前からのお話ですので、おそらく税金上は雑種地か宅地かどちらかの課税にはなっているのかとは思いますが、転用の手続きをどう進めていくのかと言うところか、原状復帰というところでしょうか。違反転用は是正できないものですから、今のお話を聞く限りは転用の手

続きのご案内かと思っているところです。

笹平委員 地主が転用するのですか。受ける人が転用するのですか。どちらが転用いいしたらいいですか。

事務局 地主が書類を作るのか、事業者が書類を作るのかどちらかに対応いただければいいと思います。

議長（会長） よろしいですか。

笹平委員 はい。

議長（会長） 他にないようですので、採決に入りたいと思います。第2号議案、番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について3件の案件がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 ●●番●●他●●筆、所有権移転です。資料は、10ページ、11ページをご覧ください。場所は●●の西側にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は●●の製造、販売を行っている●●の業者です。譲受人は申請地の隣接地に事業所を有していますが、敷地内の車両を移動するため、駐車場を新たに整備し業務の効率化を図りたいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 ●●番、所有権移転です。資料は12ページ、13ページをご覧ください。場所は●●の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は●●の方、譲渡人は●●の方です。譲受人は申請地の隣接地で住宅の建設を予定しており、あわせて申請地を取得して家庭菜園敷地とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。●●から●●メートル以内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-3 ●●番、賃借権設定です。資料は14ページ、15ページをご覧ください。場所は●●線●●信号の南にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに●●の方です。追認案件です。譲受人は現在、隣接地で事業所を営業していますが、営業時に隣接農地を譲り受け、駐車場としていましたが、農地法の許可を受けずに相対契約で

使用していました。今回、手続きをしていない事が判明したため、申請するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件を上原敦夫委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員 地図は10ページ、11ページです。場所は●●沿いにあります●●の西側の土地●●筆です。譲渡人は、●●にお住まいの●●、譲受人は●●です。●●は大分駐車場が手狭になっていまして、フォークリフトの移動その他いろいろなことで外部事業に支障をきたしているということで駐車場を増設して、車をそちらへ移動したいということです。譲渡人の●●は、今はその土地は農作物等作っていません。水路もなくて不便な土地なので、使っていないため●●の求めに、応じたということです。工業地域ということですので、別段問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 今回の土地は住宅地の中にあります。空き地になっていまして、今から●●年ぐらい前には住宅があり、南斜面で周りは全部住宅になっています。●●年に●●夫婦が亡くなったので、●●が相続をしました。この番地はわかるけれども土地の境界線はよくわからないというような状況でしたが、ご近所の方達にカボチャ、ナスなどを植えて作ってもらっていましたので、土地としては荒れることなく整備されていました。13ページの地図を見ていただくと●●番は三角形になっていてこの下の畑と高低差が60センチメートルぐらいあり、直線に沿ってずっと石垣が組んでありました。公図上、分かれているということがわかりましたので、測量をし、どこが境界かということを確認しましたら、石垣が組んである部分のところが宅地ではなく農地であるということが判明しました。この土地を宅地にした方が、利用価値が高いので宅地で申

請をすることになったそうです。ここを買われる方が●●の方で、ここで住みたいということです。荒れると非常に困るというお話をしたところ、草刈等をして継続していきますというお約束をいただきました。別段問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。詳細にご説明をいただきました。それでは番号2の案件につきまして、質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 面積●●平方メートルの三角形の部分に現実的に家を建てるかどうかという問題ですが、まず進入路の関係ですが道路は黒塗りのところかと思いますが、接する部分はどのように入ってくるのかというのが問題です。あと●●との関係ですが、建物の位置はどうでしょうか。

五十嵐委員 ●●に話をしていたところ、敷地を見て測量していくと畑の部分が一部残っているというのがわかりましたので、これも一緒に買いますかというお話の時に、今回の●●が宅地として買いますというお話でしたので5条申請になっています。進入路は●●のところが間口●●メートル以上空いていまして、この宅地に●●の土地と書いてあるところは、畑ですがこれも併せて申請してもらって別に何ら問題はないというふうに理解しております。以上ですがよろしいでしょうか。

小野澤委員 そうしますと現実的には宅地だから問題はありませんが、●●番と一体的に使うということですね。

五十嵐委員 ●●も●●筆になっているというのは公図を見るまで認識しなくて、宅地だろうと思っていたようです。

小野澤委員 了解です。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。よろしいですか。ないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、小野委員より説明をお願いします。

小野委員

●●の信号を下ったところの農地で、●●の●●です。●●が持っている土地を●●が事業拡大に伴って駐車場として借りていました。当事者同士で借りていたものだったため、今回、申請するに至ったということです。既成事実になっている土地を正式に5条に基づいて申請を行います。実際には車を●●台止められるスペースになっていますが、農地とするには狭い土地です。事後申告になりますが、審査もよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号3の案件につきまして、質疑に入ります。ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第4号議案、農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第4号議案、農用地利用集積計画6月分について説明します。資料の5ページが通常の利用権設定です。7件、10筆、合計9,475平方メートルです。資料の6ページが、所有権移転です。2件、2筆、合計2,623平方メートルです。資料の7ページが、中間管理機構を使った利用権設定です。9件、21筆、合計20,432平方メートルです。全体の合計は18件、33筆、32,530平方メートルです。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、ご確認いただきまして、ご意見ご質問ある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員

私はワイナリーの方に畑を貸していますが、切り換えの時に返してくださいと言った場合は、どうなるのでしょうか。1枚の畑の中に何筆も入っていますが、返して欲しいと言う権利はありますよね。

議長（会長）

1枚の畑の中に何筆も入っていて、その中の1筆が伊藤さんのものということですね。回答をお願いします。

事務局

基本的には農地の貸し借りについては原則、原状回復をした上で、返していただくことが基本になりますが、相互協議の上でこのままでもいいということであれば、それでお返しいただければいいかと思います。

伊藤委員 わかりました。

議長（会長） よろしいですか。他にご質問ありませんか。

小野委員 今の質問と関連しますが、中間管理を見ますと農地を一旦貸し出したものを返してもらうという時は、よほどの理由がない限り難しい書き方になっていますが、そうすると何か工場を作りたいから買いたい人が出た時に、返してもらうことが難しくなるような気もしますが、どうですか。

議長（会長） 回答をお願いします。

事務局 返していただく際には、基本的には耕作者の方と協議をしていただくのが前提になります。農業開発公社の方に合意解約書類を出していただきますが、その中で理由を書いていただいて、そこで農業開発公社と協議をしていただいて返却にはなりますが、基本的には長く耕作していただくための制度になりますので、理由については詳細に説明を求められる場合があります。そちらは協議の上でということになるかと思います。

事務局 今の回答でよろしいですか。

小野委員 はい。

事務局 他にご質問ありませんか。

小野澤委員 5 ページの 2 番の●●は住所が●●で、水田をやるようになっていますが、実際にはどうやって耕作をしていくのでしょうか。

事務局 ●●の住民票は●●になっていますが、●●の周辺の田んぼも耕作されている方で、耕作している間は、●●に拠点がありますので、そちらで生活をしながら耕作されていくというようなお話を伺っています。

議長（会長） 2 拠点ですね。よろしいですか。

小野澤委員 はい。

議長（会長） 他にご質問、ご質問ありませんか。ないようですので採決に入ります。

す。農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人_____

(※直筆をお願いします)